

## 第 19 連結散水設備

### 1 配管

配管は、屋内消火栓設備の基準4(2)及び(7)から(13)までを準用するほか、次によること。

(1) 散水ヘッドを用いる連結散水設備の配管にあつては、次によること。

ア 配管の口径と閉鎖型スプリンクラーヘッド若しくは開放型散水ヘッドの関係は、下表によるものであること。この場合、枝管に取付けるヘッドの下図は、配水管から片側5個を限度とすること。

(ア) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

| ヘッドの合計<br>個数 | 2個以下 | 3個以下 | 5個以下 | 10 個以下 | 20 個以下 |
|--------------|------|------|------|--------|--------|
| 配管の呼び<br>(A) | 32   | 40   | 50   | 65     | 80     |

(イ) 開放型散水ヘッド

| ヘッドの合計<br>個数 | 1 個 | 2個以下 | 3個以下 | 5個以下 | 10 個以下 |
|--------------|-----|------|------|------|--------|
| 配管の呼び<br>(A) | 32  | 40   | 50   | 65   | 80     |

イ 消防隊が到着して送水するまでの間に閉鎖型スプリンクラーヘッド本体が溶解することを防止するため専用の高架水槽により配管内を常時充水すること。

ウ 高架水槽等への連結する配管径は呼び径 40A 以上とすること。

(2) 損失水頭は、送水口のホース接続口から配管の末端ヘッドまでの損失水頭に、ヘッドの吐出水頭を加算して 100m 以下となるようにすること。この場合における開放型散水ヘッドの放水圧力及び放水量は、それぞれ 0.5MPa、180L/min 以上とし、閉鎖型スプリンクラーヘッドの放水圧力及び放水量は、それぞれ 0.1MPa、80L/min 以上とすること。

(3) 送水口の直近の配管には、逆止弁と止水弁を設けること。

### 2 送水口

送水口には、スプリンクラー設備の基準5(1)及び(2)ウの規定によるほか、次によること。

(1) 送水口は、地階に至る出入口付近で、前面道路等から容易に識別できる位置に設けること。

(2) 送水口のホース接続口は送水区域ごとに設けること。

ただし、次のア及びイに該当する場合は、この限りではない。

ア 任意の送水区域を選択できる選択弁を設けてあること。

イ 各送水区域が耐火構造の壁、床及び特定防火設備で区画されていること。

昭和 48 年2月8日  
消防予第 23 号

### 3 選択弁

前2(2)アにより設ける選択弁は、次によること。

- (1) 一斉開放弁を制御する選択弁を用いる場合にあっては、送水区域に放水することなく、一斉開放弁の作動試験ができるものであること。
- (2) 選択弁及び一斉開放弁は、火災の際、延焼のおそれの少ない場所で点検が容易な位置に設けること。

### 4 散水ヘッド

- (1) 省令第30条の2第1項第2号から第5号までに掲げる散水ヘッドの設置を要しない部分の運用については、スプリンクラー設備の基準8(1)アからオまでを準用すること。
- (2) 散水ヘッドは閉鎖型散水ヘッドとし、告示基準が示されるまでの間は閉鎖型スプリンクラーヘッド(小区画ヘッドを除く。)の感度種別は2種のものを使用すること。  
ただし、次のいずれかに該当する場所にあつては、開放型散水ヘッドを用いることができるものとし、この場合は、認定品とすること。
  - ア 散水ヘッドの取付け面の高さが10m以上となる場所
  - イ 大規模な空間を有し、一斉放水による消火の方が適当な場所
- (3) 開放型散水ヘッドは、「開放型散水ヘッドの基準」(昭和48年消防庁告示第7号)に適合するものであること。

### 5 散水ヘッドの設置位置及び送水区域

- (1) 閉鎖型散水ヘッドを設けるもの
  - スプリンクラー設備の基準8(2)アからオまでを準用するほか、次によること。
  - ア 各送水区域が接する部分の散水ヘッドの間隔は、スプリンクラー設備の基準9(1)ウを準用すること。  
ただし、各送水区域を耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画した場合は、この限りではない。
  - イ 送水区域の末端には、省令第14条第1項第5号の2の規定及びスプリンクラー設備の基準7((4)を除く。)の例により末端試験弁を設けること。
- (2) 開放型散水ヘッドを設けるもの
  - 前(1)アによるほか、配置形ごとの散水ヘッドの間隔は、スプリンクラー設備の基準8(2)及び次の数値を参照すること。
  - ア 正方形に設置する場合 5.2m
  - イ 長方形に設置する場合 7.4m

### 6 高架水槽

前1(1)イの高架水槽は次によること。

- (1) 設置場所  
屋内消火栓設備の基準3(1)を準用すること。
- (2) 機器  
屋内消火栓設備の基準1(5)を準用すること。
- (3) 有効水量

ア 有効水量は 1.0 m<sup>3</sup>以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径 25A 以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合は、当該水量を 0.5 m<sup>3</sup>以上とすることができる。

イ 他の消防用設備等の配管充水用の高架水槽と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定水量のうち、最大以上の量とすることができる。

## 7 複合用途防火対象物の地階の扱い

政令別表第一の 16 項に掲げる防火対象物の地階で、床面積が 700 m<sup>2</sup>以上になるものについては、すべて政令 28 条の 2 第 1 項に含むものとして取扱うこととする。

## 8 表示

(1) 送水口に設ける標識は「連結散水設備送水口」と表示するものとし、大きさは長辺 30 cm 以上、短辺 10 cm 以上とすること。

(例)



(2) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統、送水圧力を表示をするものとし、大きさは一辺が 20 cm 以上とすること。

(3) 選択弁設置位置には、当該弁である旨及び受け持ち送水区域を明示した表示板を設けること。